

## 青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金実施要綱

### (趣旨)

第1 県は、教育に係る経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条第1項の受給資格を有する者（以下「就学支援金受給資格者」という。）のうち、休学、留学、病気療養その他やむを得ない事由（以下「やむを得ない事由」という。）により支給期間である36月（定時制・通信制は48月）を経過する者又は履修単位数の合計を超える者、青森県立高等学校学び直し支援金実施要綱（以下「学び直し支援金実施要綱」という。）第3第1号から第6号までの受給資格を有する者（以下「学び直し支援金受給資格者」という。）のうち、やむを得ない事由により支給期間である12月（定時制・通信制は24月）を経過する者、又は支給限度額を超える者に対して、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金（以下「超過者支援金」という。）を支給することとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高等学校等 法第2条に定めるものをいう。
- (2) 保護者等 法第3条第2項第3号に定める者をいう。

### (受給資格)

第3 超過者支援金の支給の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 県立高等学校（専攻科及び別科を除く。）に在学している者
- (3) 高等学校等（修業年限3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- (4) 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者
- (5) 就学支援金受給資格者で、やむを得ない事由により、法第3条第2項第2号に該当する者若しくは法第5条第1項の支給限度額を超える者で高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第3項若しくは第4項に該当する者又は学び直し支援金受給資格者で、やむを得ない事由により、学び直し支援金実施要綱第3第7号若しくは第8号に該当しない者若しくは学び直し支援金実施要綱第4の支給限度額を超える者
- (6) 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

なお、生徒が成年年齢に達して父母の親権に服さなくなった場合の「保護者等」は、現籍校での就学支援金の判定における「保護者等」と同じ者を指すものとして取り扱う。

(超過者支援金の支給額)

第4 超過者支援金の支給額は、次表のとおりとする。

課 程	全日制の課程	定時制の課程	通信制の課程
支給額	月額 9,900円	月額 2,700円	1単位につき 310円

(超過者支援金の申請及び認定)

第5 超過者支援金の支給を受けようとする生徒（以下「受給資格認定申請者」という。）は、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金受給資格認定申請書（第1号様式）に、省令第3条第1項に規定する保護者等の個人番号カードの写しその他の書類（以下「個人番号カードの写し等」という。）又は保護者等の課税証明書等を添付して、在学する県立高等学校の長へ申請しなければならない。

2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金受給資格認定申請者一覧（第2号様式）及び青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金やむを得ない事由申出書（第3号様式）を作成し、別表に定める添付書類を添えて、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）へ提出し、その認定を受けなければならない。

3 県立高等学校の長は、前項の規定による認定結果について、書面（認定の場合には第4号様式及び第5号様式、不認定の場合には第6号様式）により受給資格認定申請者へ通知しなければならない。

(支給期間)

第6 超過者支援金の支給期間は、第3第1号から第6号までの各号のいずれにも該当することとなったときから、教育長が認める期間とする。

(支給額の変更)

第7 県立高等学校の長は、第5の規定により教育長の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）の超過者支援金の支給額が変更となるときは、青森県立高等学校標準修業年限超過者等支援金の額変更届（第7号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。

2 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面（第8号様式）により受給権者へ通知する。

(超過者支援金の支給方法)

第8 超過者支援金は、受給権者に対して支給する。

2 超過者支援金の支給は、受給権者が第5第1項の申請をした日（次項において「申請日」という。）の属する月（受給権者がその月の初日において、県立高等学校に在学していないときはその翌月）から始め、超過者支援金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給権者が特殊な事情により第5第1項の申請をすることができなかつた場合におい

て、特殊な事情がなくなった後 15 日以内にその申請をしたときは、特殊な事情により当該認定の申請をすることができなくなった日を申請日とみなして、前項の規定を適用する。

(受給資格の消滅)

第9 県立高等学校の長は、受給権者の受給資格が消滅したときは、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金受給資格消滅者一覧（第9号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。

2 県立高等学校の長は、超過者支援金の受給資格の消滅について、書面（第10号様式）により受給権者へ通知しなければならない。

(代理受領等)

第10 県教育委員会は、受給権者に代わって超過者支援金を受領し、その有する当該受給権者の授業料（受講料を含む。以下同じ。）に係る債権の弁済に充てるものとする。

(収入状況の届出)

第11 受給権者（超過者支援金の支給が停止されている者を除く。）は、毎年度、教育長が別に定める日までに、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金収入状況届出書（第1号様式）を県立高等学校の長へ提出しなければならない。ただし、既に保護者等の個人番号カードの写し等を提出している場合にあっては、この限りでない。

2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金収入状況届出者一覧（第11号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。

3 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面（認定の場合には第5号様式、受給資格の消滅の場合には第10号様式）により受給権者等へ通知しなければならない。

(やむを得ない事由の申出)

第12 県立高等学校の長は、受給権者がやむを得ない事由により、継続して超過者支援金の支給を受けようとするときは、毎年度、4月30日までに、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金やむを得ない事由申出書（第3号様式）を作成の上、別表に定める添付書類を添えて、教育長へ提出し、その審査を受けなければならない。

(支給の一時差止め)

第13 県教育委員会は、受給権者が正当な理由がなく第11第1項の規定による届出をしないときは、超過者支援金の支給を一時差し止める。

2 県立高等学校の長は、前項の規定による支給の一時差止めについて、書面（第12号様式）により受給権者へ通知しなければならない。

(受給の停止)

- 第14 受給権者が超過者支援金の受給を停止するときは、青森県立高等学校修業年限超過者等就学支援金受給停止申出書（第13号様式）を県立高等学校の長へ提出しなければならない。
- 2 県立高等学校の長は、前項の規定により、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金受給停止申出書の提出があったときは、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金支給停止申出者一覧（第14号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。
- 3 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面（第15号様式）により受給権者へ通知しなければならない。

(受給の再開)

- 第15 受給を停止した受給権者が再度超過者支援金を受給する場合は、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金受給再開申出書（第16号様式）に青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金収入状況届出書（第1号様式）を添付して、県立高等学校の長に提出しなければならない。ただし、第11第1項の規定に基づき、当該届出書を提出している場合は、これを添付することを要しない。
- 2 県立高等学校の長は、青森県立高等学校標準修業年限超過者等就学支援金支給再開申出者一覧（第17号様式）を作成の上、教育長へ提出し、その確認を受けなければならない。
- 3 県立高等学校の長は、前項の規定による確認結果について、書面（第18号様式）により受給権者へ通知しなければならない。

(その他)

- 第16 この要綱に定めるもののほか、超過者支援金の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、改正後の第3第5号は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第5、第12関係）

やむを得ない事由	添付書類
一 休学	1 休学願の写し 2 休学を許可したこと及び休学期間が確認できる書類の写し
二 外国の高等学校への留学	1 留学願の写し 2 留学を許可したこと及び留学期間が確認できる書類の写し
三 病気又はけがの療養（休学した場合を除く。）	医師の診断書の写し又は学級担任等の意見書
四 通信制の課程の生徒で、1年間にわたり受講しない申し出があった場合	当該申し出を確認できる書類の写し
五 前各号のほか、やむを得ないと認められる事由	学級担任等の意見書その他必要と認められる書類